

令和2年度「家庭部門のCO₂排出実態統計調査」

調査の概要

1 調査の目的

我が国においては、国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの排出・吸収量目録（以下「インベントリ」という。）の提出とともに、インベントリの精緻化が求められているところである。また、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとされており、家庭部門においても効果的な削減対策の実施が喫緊の課題となっている。

このような背景を踏まえ、本調査は、家庭部門の詳細なCO₂排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施する。

3 調査の対象と選定方法

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

店舗併用住宅等を除く世帯

（3）調査世帯数

13,000（母集団数：約50,000,000）

（4）選定の方法

本調査では、住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定（有意抽出）の2つの方法によって調査対象世帯を選定する。

ア 住民基本台帳から抽出された世帯（調査員調査）

調査市区町村を定めた上で、市区町村が管理する住民基本台帳から6,500世帯（報告者は原則20歳以上）を選定する。

イ インターネット調査モニターの世帯

民間事業者が保有するインターネット調査モニター（20歳以上）から6,500世帯を選定する。

(5) 層設定

地方10区分、都市階級3区分の30層を設定する。

地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に10区分とする。また、インターネットモニター調査においては、調査対象世帯の都市部への偏りが懸念されるため、都市階級での層設定を行う。具体的には、都市階級別住宅に住む主世帯数（平成27年国勢調査）による比例配分を行う。

ア 地方（10区分）

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

イ 都市階級（3区分）

① 都道府県庁所在市（東京都は区部）及び政令指定都市

② 人口5万人以上の市

③ 人口5万人未満の市及び町村

※都市階級における市区町村の別は平成27年国勢調査による。

4 調査事項

次に掲げる事項等を調査する。

(1) エネルギー使用量調査票（4月）

- ① エネルギー使用量及び支払金額（電気、ガス、灯油、自動車用燃料）
- ② 太陽光発電について（月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量）
- ③ 世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者）
- ④ 住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、並びに二重サッシ・複層ガラスの窓、HEMS、蓄電システム及びコージェネレーションシステムの有無）
- ⑤ 省エネ行動実施理由について

(2) エネルギー使用量調査票（4月を除く毎月）

- ① エネルギー使用量及び支払金額（電気、ガス、灯油、自動車用燃料）
- ② 太陽光発電について（月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量）
- ③ 属性変化等

(3) 夏季調査票

- ① 家電製品等について（テレビ・冷蔵庫・エアコン・照明等の使用状況、冷蔵庫・家電製品に関する省エネ行動、使用場所ごとの照明種類、照明に関する省エネ行動）
- ② 夏季の給湯について（給湯器の種類、夏の入浴状況）
- ③ コンロ・調理について（コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動）
- ④ 車両について（自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動）

(4) 冬季調査票

- ① 暖房機器について（保有状況、使用状況）
- ② 冬季の給湯について（冬の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動の実施状況）
- ③ その他（世帯年収）

5 調査時期

(1) エネルギー使用量調査票

令和2年4月から令和3年3月までの毎月（12か月間）

(2) 夏季調査票

令和2年8月末時点

(3) 冬季調査票

令和3年2月末時点

6 調査の方法

(1) 調査員調査

対象： 住民基本台帳から抽出された世帯

配布： 調査員による訪問で調査票を配布

回収： 調査員による訪問、郵送又は専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制：環境省－民間事業者－調査対象世帯

(2) インターネットモニター調査

対象： インターネット調査モニターの世帯

配布： インターネット経由で調査票を配信

回収： 専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制：環境省－民間事業者－調査対象世帯

7 集計の方法

集められた調査票は、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で集計分析を行う。

8 結果の公表

(1) 公表の方法

速報値についてはインターネット（環境省ウェブサイト）により、確報値についてはインターネット（e-Stat 及び環境省ウェブサイト）により公表する。

(2) 公表の期日

速報値：令和3年10月まで

確報値：令和4年3月まで

9 業務の実施機関

調査に係る業務のうち、調査の実査、集計等については、以下の機関に委託して実施する。

(株) インテージ、(株) インテージリサーチ、(株) 住環境計画研究所